

生駒市防災会議条例新旧対照表

旧	新
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 水防法(昭和24年法律第193号)<u>第32条第2項</u>の規定により生駒市水防計画を調査審議すること。</p> <p><u>(3) 生駒市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務</u></p> <p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めて委嘱する者</u></p> <p>6 略</p> <p>7 <u>第5項第7号及び第8号</u>の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</p> <p>8 略</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 水防法(昭和24年法律第193号)<u>第33条第2項</u>の規定により生駒市水防計画を調査審議すること。</p> <p><u>(3) 市長の諮問に応じて生駒市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。</u></p> <p><u>(4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務</u></p> <p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者</u></p> <p><u>(9) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めて委嘱する者</u></p> <p>6 略</p> <p>7 <u>第5項第7号から第9号までの委員</u>の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</p> <p>8 略</p>